

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.001

処 分 名	こども医療費の助成方法
処 分 の 概 要	対象者が対象となるこどもに係る一部負担金を支払った場合において、当該支払額を助成します。 指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を市が受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができます。
条 例 等 ・ 条 項	春日部市こども医療費の助成に関する条例(平成 17 年 10 月 1 日条例第 96 号) 第 4 条、第 5 条、第 6 条 春日部市こども医療費の助成に関する条例施行規則(平成 17 年 10 月 1 日規則第 30 号) 第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項
審 査 基 準	◎医療費の助成は春日部市こども医療費の助成に関する条例第 5 条第 2 項の規定による受給資格の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）が対象となるこどもに係る一部負担金を支払った場合において当該支払額を助成する。ただし、税の未申告その他の保護者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、こども医療費の助成の対象としない。また、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付金があるときは、その額を控除する。なお、医療費の助成は受給資格者の申請に基づいて行うものとする。 ◎対象となるこどもが市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。(当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託) この場合、当該受給資格者に対し、こども医療費の助成があったものとみなす。
標準処理期間	45 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課、支所 2 階福祉・健康保険担当、武里出張所窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6520.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市こども医療費の助成に関する条例

(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者が対象となるこどもに係る一部負担金（以下「こども医療費」という。）を支払った場合において、当該支払額を助成するものとする。ただし、税の未申告その他の保護者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、こども医療費の助成の対象としない。

(受給資格の登録)

第5条 こども医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、こども医療費の助成対象と認定し、登録したときは、当該申請をした対象者に対し受給者証を交付するものとする。

(助成の方法等)

第6条 こども医療費の助成は、前条第2項の規定による受給資格の登録を受けた者(以下「受給資格者」という。)の申請に基づいて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象となるこどもが市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、こども医療費を受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、こども医療費の支給があったものとみなす。

4 市長は、第2項の規定により当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

■春日部市こども医療費の助成に関する条例施行規則

(助成の申請等)

第6条 条例第6条第1項の規定によりこども医療費の助成を受けようとするときは、こども医療費申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。この場合において、医療機関等で発行された領収書等を添付する必要があるときは、負担した医療費の内訳が明らかであるものでなければならない。

(助成の決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の申請の内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定したときは、こども医療費助成決定及び振込通知書（様式第4号）により受給資格者に通知するものとする。

(助成の時期等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、速やかに前条第1項の規定により決定したこども医療費を受給資格者に助成するものとする。この場合において、当該受給資格者の死亡等により受給資格者に助成することができないときは、市長が定める者に助成するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.002

処 分 名	こども医療費の受給資格の登録
処 分 の 概 要	市内に住所を有する 18 歳到達後の年度末までのこどもの保護者から受給資格登録申請がされたら、申請を受理し、条例第 3 条に規定する対象者と決定したときは、こども医療費受給者証を交付します。対象者でないと決定したときは、登録申請却下通知書により通知します。
根拠条例等・条項	春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 96 号）第 2 条第 1 号～第 3 号、第 3 条、第 5 条 春日部市こども医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 30 号）第 3 条、第 4 条
審 査 基 準	◎医療費の助成の対象となる者は、春日部市に住所を有し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であるこどもの保護者（春日部市こども医療費の助成に関する条例第 3 条第 1 項(1)～(5)の各号のいずれかに該当する者の保護者は除く。）かつ、当該対象となるこどもの主たる生計維持者とする。 ただし、対象となるこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該対象となるこどもと同居しているとき（当該いずれか一の者が、当該対象となるこどもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしないときに限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして対象者とする。
標準処理期間	30 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課、支所 2 階福祉・健康保険担当、武里出張所窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoe_nsite/kodomonoteate_iryohijosei/6520.html

■春日部市こども医療費の助成に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 満18歳に達した日の属する年度の末日までにある者をいう。
- (2) 医療保険各法 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及びその他規則で定める社会保険各法をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護しているものをいう。

(対象者)

第3条 医療費の助成の対象となる者は、春日部市に住所を有し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であるこども（以下「対象となるこども」という。）の保護者（次の各号のいずれかに該当する者の保護者は除く。次項において同じ。）であり、かつ、当該対象となるこどもの主たる生計維持者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき保護を受けている者
- (2) 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）に基づき医療費の助成を現に受けている者
- (3) 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）に基づき医療費の助成を現に受けている者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
- (5) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となった者

2 前項の規定にかかわらず、対象となるこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該対象となるこどもと同居しているとき（略）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして対象者とする。

(受給資格の登録)

第5条 こども医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、こども医療費の助成対象と認定し、登録したときは、当該申請をした対象者に対し受給者証を交付するものとする。

■春日部市こども医療費の助成に関する条例施行規則

(受給資格登録の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定により受給資格の登録を申請しようとする保護者は、こども医療費受給資格登録申請書(様式第1号)を市長に提出し、次に掲げる書類又は情報(以下「書類等」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象となるこどもが医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であることを証する書類等
- (2) 対象となるこどもが市内に住所を有することを証する書類等
- (3) 保護者の住所を証する書類等
- (4) その他市長が必要と認める書類等

2 保護者は、保護者及び対象となるこどもに係る行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)を市長に提出することで、前項第1号から第3号までの書類等の提出を省略することができる。

3 保護者は、市長が認めた場合に限り、第1項の規定による申請書又は書類等の提出について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

4 市長は、第1項各号に掲げる書類等の内容及び状況を確認することができるときは、これらの書類等の提出を省略させることができる。

(受給者証の交付手続等)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受理し、内容を審査のうえ、条例第5条第2項の規定によりこども医療費の助成対象と認定し、受給資格の登録をしたときは、こども医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請を受理し、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、こども医療費受給資格登録申請却下通知書(様式第2号の2)により通知するものとする。

3 受給者証の有効期間は、申請日から受給資格消滅日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

- (1) 対象となるこどもに出生その他受給資格が発生した日後15日以内(略)に条例第5条第1項の申請をしたときは、出生その他受給資格が発生した日
- (2) 対象となるこどもが他市町村(特別区を含む。)から転入後15日以内(略)に条例第5条第1項の申請をしたときは、転入日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害その他やむを得ない理由により条例第5条第1項の申請をすることができなかつた場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.003

処 分	養育医療の認定
処 分 の 概 要	申請書を受理したときは、養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調書及び関係書類の内容を審査の上、速やかに承認の可否を決定します。承認の場合は申請者に養育医療券を交付します。不承認とした場合は申請者に養育医療給付不承認通知書を通知します。
根拠法令等	母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）第 6 条第 2 項、第 4 項、第 6 項、第 20 条 母子保健法施行規則(昭和40年12月28日号外厚生省令第55号)第9条 春日部市母子保健法施行細則(平成25年3月22日規則第23号)第2条
審 査 基 準	◎養育医療の対象者は、母子保健法第 6 条第 6 項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認める、春日部市に住所を有するもので、満 1 歳に満たない者。 ◎養育医療の給付は、法第 20 条第 4 項の規定に基づき、都道府県知事が指定する医療機関に委託して行う。指定養育医療機関以外で養育医療の給付を行うことはできない。
標準処理期	5 日
設 定 年 月	平成 25 年 4 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
申 請 時	随時
申 請 方	本庁舎 3 階こども支援課、支所 2 階福祉・健康保険担当窓口
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6524.html

根拠法令
及び
関係法令等の

■母子保健法

(用語の定義)

第六条 (略)

2 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。

3 (略)

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者をいう。

5 (略)

6 この法律において「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

(養育医療)

第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

五 移送

4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定養育医療機関」という。）に委託して行なうものとする。

5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第十九条の十二の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

7 児童福祉法第十九条の十二、第十九条の二十及び第二十一条の三の規定は養育医療の給付について、同法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十九条の十二中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第十九条の二十（第二項を除く。）中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第一項中「第十九条の三第十項」とあるのは「母子保健法第二十条第七項において読み替えて準用する第十九条の十二」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」

と、同法第二十一条の三第二項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

■母子保健法施行規則

（養育医療）

第九条 法第二十条第一項の規定による養育医療の給付を受けようとするときは、当該未熟児の保護者は、当該未熟児の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他必要な事項を記載した申請書を当該未熟児の居住地の市町村長に提出して、申請しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請に基づいて養育医療の給付を行うときは、様式第一号による養育医療券を申請者に交付するものとする。

3 前項の養育医療券の交付を受けた者は、その監護する未熟児につき養育医療を受けさせるに当たっては、養育医療券を指定養育医療機関に提出しなければならない。

■春日部市母子保健法施行細則

（養育医療の給付申請等）

第2条 省令第9条第1項の規定による申請は、養育医療給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 養育医療意見書（様式第2号）

（2） 世帯調書（様式第3号）

（3） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、養育医療の給付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により養育医療の給付を行うときは、省令第9条第2項の養育医療券（以下「養育医療券」という。）を申請者に交付するものとする。

4 市長は、第2項の規定により養育医療の給付を行わないときは、養育医療給付不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

根拠法令
及び
関係法令等の

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.004

処 分 名	児童手当の支給の認定
処 分 の 概 要	児童手当の支給要件に該当する者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、市長の認定を受ける必要があります。認定請求後の審査を経て、要件に該当すれば支給決定し、児童手当を支給します。
根拠法令等・条項	児童手当法（昭和 46 年 5 月 27 日法律第 73 号）第 3 条第 1 項、第 4 条、第 6 条、第 7 条第 1 項～第 3 項、第 8 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、児童手当法施行規則（昭和 46 年 9 月 4 日厚生省令第 33 号）第 1 条の 4 第 1 項～第 4 項
審 査 基 準	◎児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 1 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するもの 2 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの 3 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの 4 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある施設入所児童が委託されている小規模住居型児童養育事業等を行なうもの若しくは里親又は入所若しくは入院している障害児入所施設等の設置者
標準処理期間	60 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課、庄和総合支所福祉・健康保険担当、武里出張所窓口又は郵送

備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6521.html
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■児童手当法 (定義) 第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。 2 この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。 3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の六第一項の規定により同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（以下「児童自立生活援助事業」という。）を行う者から同項に規定する児童自立生活援助（二月以内で内閣府令で定める期間以内のものを除く。以下「児童自立生活援助」という。）を受けている児童 二 児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法第六条の四に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている児童（内閣府令で定める短期間の委託をされている者を除く。） 三 児童福祉法第二十三条第一項の規定により同法第三十八条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所し、同法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第二十七条第二項の規定により同法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関（次条第一項第四号において「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、当該母子生活支援施設に入所しているものにあつては児童のみで構成する世帯に属しているものに限る。）

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している児童（内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

五 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。）に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設（同号において「女性自立支援施設」という。）に入所している児童（内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（支給要件）

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。
一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者

2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

（児童手当の額）

第六条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 個人受給資格者の児童手当 次の表の第三子以降算定額算定対

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

象者及び支給対象児童の人数の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ支給額の欄に掲げる額

第三子以降算定額算定対象者及び支給対象児童の人数
支給額

第三子以降算定額算定対象者がいない場合

三歳以上支給対象児童がない場合

三歳未満支給対象児童が一人の場合

三歳未満児童算定額

三歳未満支給対象児童が二人以上の場合

次に掲げる額を合算した額

一 三歳未満児童算定額に二を乗じた額

二 第三子以降算定額に、三歳未満支給対象児童の数から二を減じた数を乗じた額

三歳以上支給対象児童が一人の場合

三歳未満支給対象児童がない場合

三歳以上児童算定額

三歳未満支給対象児童がある場合

次に掲げる額を合算した額

一 三歳以上児童算定額

二 三歳未満児童算定額

三 第三子以降算定額に、三歳未満支給対象児童の数から一を減じた数を乗じた額

三歳以上支給対象児童が二人以上の場合

次に掲げる額を合算した額

一 三歳以上児童算定額に二を乗じた額

二 第三子以降算定額に、三歳以上支給対象児童の数から二を減じた数を乗じた額

三 第三子以降算定額に、三歳未満支給対象児童の数を乗じた額

第三子以降算定額算定対象者が一人の場合

三歳以上支給対象児童がない場合

次に掲げる額を合算した額

一 三歳未満児童算定額

二 第三子以降算定額に、三歳未満支給対象児童の数から一を減じた数を乗じた額

三歳以上支給対象児童がある場合

次に掲げる額を合算した額

一 三歳以上児童算定額

二 第三子以降算定額に、三歳以上支給対象児童の数から一を減じた数を乗じた額

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

三 第三子以降算定額に、三歳未満支給対象児童の数を乗じた額
第三子以降算定額算定対象者が二人以上の場合

第三子以降算定額に、支給対象児童の数を乗じた額

二 法人受給資格者の児童手当 三歳以上児童算定額に三歳以上支給対象児童の数を乗じた額と、三歳未満児童算定額に三歳未満支給対象児童の数を乗じた額を合算した額

三 施設等受給資格者の児童手当 三歳以上児童算定額に三歳以上施設入所等児童の数を乗じた額と、三歳未満児童算定額に三歳未満施設入所等児童の数を乗じた額を合算した額

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人受給資格者 次条第一項に規定する一般受給資格者（第六号において「一般受給資格者」という。）のうち、法人受給資格者以外のものをいう。

二 第三子以降算定額算定対象者 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（児童及び延長者等（児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者及びこれに類する者として内閣府令で定めるものをいい、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。）を除く。）のうち、個人受給資格者によつて監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者として内閣府令で定めるものであつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

三 支給対象児童 次条第一項の認定に係る支給要件児童をいう。

四 三歳以上支給対象児童 三歳以上の支給対象児童（月の初日に生まれた支給対象児童にあつては、出生の日から三年を経過したもの）をいう。

五 三歳未満支給対象児童 三歳未満の支給対象児童（月の初日に生まれた支給対象児童にあつては、出生の日から三年を経過しないもの）をいう。

六 法人受給資格者 一般受給資格者（第四条第一項第一号に該当する者に限る。）のうち、未成年後見人であり、かつ、法人であるものをいう。

七 施設等受給資格者 次条第二項に規定する施設等受給資格者をいう。

八 三歳以上施設入所等児童 次条第二項の認定に係る三歳以上の施設入所等児童（月の初日に生まれた施設入所等児童にあつては、出生の日から三年を経過したもの）をいう。

九 三歳未満施設入所等児童 次条第二項の認定に係る三歳未満の

施設入所等児童（月の初日に生まれた施設入所等児童にあつては、出生の日から三年を経過しないもの）をいう。

３ 第一項の「三歳未満児童算定額」は一万五千元とし、「三歳以上児童算定額」は一万円とし、「第三子以降算定額」は三万円とする。

（認定）

第七条 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

２ 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

一 児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者
児童自立生活援助を行う場所又は小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

二 里親 当該里親の住所地の市町村長

三 障害児入所施設等の設置者 当該障害児入所施設等の所在地の市町村長

３ 前二項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては主たる事務所の所在地とし、施設等受給資格者が児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては児童自立生活援助を行う場所又は小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあっては当該障害児入所施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。）を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、前二項と同様とする。

（支給及び支払）

第八条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。

２ 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求

をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

３ 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

■児童手当法施行規則

（認定の請求）

第一条の四 法第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

２ 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 支給要件児童のうちに一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童があるときは、当該児童の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

二 支給要件児童のうちに第一条の理由により日本国内に住所を有しない児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

三 一般受給資格者が支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四 一般受給資格者が未成年後見人として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

五 一般受給資格者が父母指定者として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

六 一般受給資格者が父母等又は父母指定者のいずれにも監護され

ず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

七 一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者であつて、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類

八 一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）に配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に同条第一項第一号に該当することとなる者に限る。）があり、かつ、当該一般受給資格者が法第四条第三項の児童の生計を維持する程度の高い者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

九 一般受給資格者（三歳未満支給対象児童（法第六条第二項第五号に規定する三歳未満支給対象児童をいう。第三条第一項第一号において同じ。）がある一般受給資格者に限る。）が被用者（法第十八条第一項に規定する被用者をいう。以下同じ。）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十 一般受給資格者に第三子以降算定額算定対象者（法第六条第二項第二号に規定する第三子以降算定額算定対象者をいう。以下同じ。）があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十一 第三子以降算定額算定対象者のうちに、一般受給資格者の住所地の市町村の区域外に住所を有する者があるときは、当該者の住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該者が世帯主である場合にはその旨、当該者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

十二 一般受給資格者に前条第三項の理由により日本国内に住居を有しない第三子以降算定額算定対象者があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

3 法第七条第二項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第三号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

4 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 施設等受給資格者（法第七条第二項に規定する施設等受給資格者をいう。以下同じ。）が施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）に対し児童自立生活援助

	を行つていること、施設等受給資格者に施設入所等児童が委託されていること又はその設置する障害児入所施設等に施設入所等児童が入所若しくは入院をしていることを明らかにすることができる書類 二 施設等受給資格者（施設入所等児童のうちに三歳未満施設入所等児童（法第六条第二項第九号に規定する三歳未満施設入所等児童をいう。第三条第二項第一号において同じ。）がある施設等受給資格者に限る。）が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
--	--

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.005

処 分 名	児童手当の額の改定
処 分 の 概 要	児童手当の支給を受けている者が、児童手当の額改定の請求または届出をする場合には、様式による額改定認定請求書または額改定届及び関係書類を市長に提出する必要があります。提出後の審査を経て、要件に該当すれば、児童手当の額を改定します。
根拠法令等・条項	児童手当法（昭和 46 年 5 月 27 日法律第 73 号）第 3 条第 1 項、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 9 条児童手当法施行規則(昭和 46 年 9 月 4 日厚生省令第 33 号)第 2 条第 1 項～第 4 項、第 3 条第 1 項及び第 2 項
審 査 基 準	◎児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合は、施行規則第 2 条の規定による届出に基づき、「児童手当の支給の認定」に準じ支給要件を審査し、増額改定を行なう。 ◎児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合は、施行規則第 3 条の規定による届出に基づき、事実を確認し、減額改定を行う。 なお、受給者からの届出のない場合において、減額改定すべき事実該当したことが住民基本台帳関係の届出等によって確認できた場合は、市長は職権をもって減額改定を行うこととなる。
標準処理期間	60 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課、庄和総合支所福祉・健康保険担当、武里出張所窓口又は郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6521.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■児童手当法

(定義)

第三条 (略)

(支給要件)

第四条 (略)

(児童手当の額)

第六条 (略)

(認定)

第七条 (略)

(支給及び支払)

第八条 (略)

(児童手当の額の改定)

第九条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

■児童手当施行規則

(児童手当の額の改定の請求及び届出)

第二条 一般受給資格者として児童手当の支給を受けている者（以下「一般受給者」という。）が法第九条第一項の規定による児童手当の額の改定の請求を行う場合には、様式第四号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2 前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる支給要件児童に係る前条第二項各号（第八号を除く。）に掲げる書類を添えなければならない。

3 施設等受給資格者として児童手当の支給を受けている者（以下「施設等受給者」という。）が法第九条第一項の規定による児童手当の額の改定の請求を行う場合には、様式第五号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

4 前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる施設入所等児童に係る前条第四項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第三条 一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

場合に該当するときは、この限りでない。

一 一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳未満支給対象児童が三歳以上支給対象児童（法第六条第二項第四号に規定する三歳以上支給対象児童をいう。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二 一般受給者に係る支給要件児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

三 一般受給者に係る第三子以降算定額算定対象者が二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

2 施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳未満施設入所等児童が三歳以上施設入所等児童（法第六条第二項第八号に規定する三歳以上施設入所等児童をいう。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二 施設等受給者に係る施設入所等児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.006

処 分 名	児童手当の受給事由の消滅
処 分 の 概 要	児童手当の支給を受けている者が、児童手当の受給事由消滅の届出をする場合には、様式による受給事由消滅届を市長に提出する必要があります。受給事由消滅届後の審査を経て、要件に該当すれば、児童手当の受給資格を消滅します。
根拠法令等・条項	児童手当法施行規則(昭和 46 年 9 月 4 日厚生省令第 33 号)第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条
審 査 基 準	◎児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅した時は、施行規則第 7 条の規定による届出に基づき、事実を確認し、支給事由の消滅を行う。 なお、受給者からの届出のない場合において、支給事由の消滅をすべき事実該当したことが住民基本台帳関係の届出等によって確認できた場合は、市長は職権をもって支給事由の消滅を行うこととなる。
標準処理期間	60 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課、庄和総合支所福祉・健康保険担当、武里出張所窓口又は郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6521.html

■児童手当法施行規則

（受給事由消滅の届出）

第七条 一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、支給要件児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

2 施設等受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十一号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、施設入所等児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

（住民基本台帳法による届出）

第八条 住民基本台帳法第二十三条又は第二十四条の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十九条の二の規定による附記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第六条第一項若しくは第六項（同項第二号に該当する場合に限る。）又は前条の規定による届出があつたものとみなす。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.007

処 分 名	児童手当の未支払請求
処 分 の 概 要	児童手当の一般受給者が死亡した場合は、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払っていなかったものがある時は、当該児童に対して支払いを行います。
根拠法令等・条項	児童手当法（昭和 46 年 5 月 27 日法律第 73 号）第 4 条、第 12 条
審 査 基 準	児童手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護していた支給要件児童であった者にその未払の児童手当を支払う。
標準処理期間	60 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課、庄和総合支所福祉・健康保険担当、武里出張所窓口又は郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6521.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■児童手当法

(支給要件)

関連

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者

2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、

これと生計を同じくするものとみなす。

（未支払の児童手当）

第十二条 児童手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当（その者が監護していた児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、当該児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。

2 施設入所等児童が第三条第三項各号に掲げる児童に該当しなくなつた場合において、当該施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行つていた施設等受給資格者、当該施設入所等児童が委託されていた施設等受給資格者又は当該施設入所等児童が入所若しくは入院をしていた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき児童手当（当該施設入所等児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、当該施設入所等児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.008

処 分 名	ひとり親家庭等医療費の助成方法
処 分 の 概 要	受給者証の交付を受けている者が一部負担金を支払った場合において、当該支払額を助成します。 指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を市が受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができます。
根拠条例等・条項	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 98 号）第 6 条、第 7 条 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 31 号）第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項
審 査 基 準	◎受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が対象者に係る一部負担金（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支払った場合において当該支払額を助成する。ただし、税の未申告その他の受給者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の助成の対象としない。 ◎対象者が市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。（当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託）この場合、当該受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の助成があったものとみなす。
標準処理期間	45 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課、支所 2 階福祉・健康保険担当、武里出張所窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6513.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

（助成の範囲）

第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を助成するものとする。ただし、税の未申告その他の受給者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の助成の対象としない。

（助成の方法等）

第7条 ひとり親家庭等医療費の助成は、受給者からの申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者が市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、ひとり親家庭等医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

4 市長は、第2項の規定により当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

■春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

（助成の申請等）

第14条 条例第7条第1項の規定によりひとり親家庭等医療費の助成を受けようとするときは、ひとり親家庭等医療費申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。この場合において、医療機関等で発行された領収書等を添付する必要があるときは、負担したひとり親家庭等医療費の内訳が明らかであるものでなければならない。

（助成の決定及び通知）

第15条 市長は、前条第1項の申請の内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成決定及び振込通知書（様式第8号）により受給者に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.009

処 分 名	ひとり親家庭等医療費受給者証の交付
処 分 の 概 要	ひとり親等より交付申請書が提出されたら、申請を受理し、条例第3条に規定する対象者と決定したときは受給者証を交付し、対象者でないと決定したときは交付申請却下通知書により通知します。所得の確認が取れない、規則で定める所得を超過するなどの場合は、医療費の支給を停止します。
根拠条例等・条項	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年10月1日条例第98号）第2条第1項～第3項、第3条、第4条、 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（第5条平成17年10月1日規則第31号）第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条第1項～第3項
審 査 基 準	◎医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、春日部市に住所を有する次のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。 (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童 (2) 養育者及び養育者が養育する条例第2条第3項に掲げる児童 ◎対象者（児童を除く。以下同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となると、次に掲げる者は対象者としない。 (1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となると、又は父及び養育者のいずれもが対象者となるときの父 (2) 同一の児童について、母又は養育者のいずれもが対象となるときの養育者 ◎ただし、次のいずれかに該当する者は対象としない。 (1) 生活保護法による保護を受けている者 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者 (3) 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）に基づき医療費の助成を受けている者 (4) 規則で定める施設に入所している者 (5) 児童福祉法に基づき小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者 ◎規則に定める額以上の所得があるときは、支給を停止する。
標準処理期間	60 日
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和7年4月1日）

申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課、支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateo_ensite/hitorioyakateinoshien/6513.html
根拠条例及び 関係例規等の抜粋	■春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 (定義) 第 2 条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で規則で定める障害の状態にある者をいう。 2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父がその児童を監護し、かつ、生計を同じくする又は母がその児童を監護する家庭をいう。 (1) 父母が離婚を解消した児童 (2) 父又は母が死亡した児童 (3) 父又は母が規則で定める障害の状態にある児童 (4) 父又は母の生死が明らかでない児童 (5) 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童 (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第 1 項又は第10条の 2 の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (7) 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童 (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童 (9) 前号に該当するかどうか明らかでない児童 3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第 6 条の 4 に規定する里親以外の者をいう。 (1) 父母が死亡した児童 (2) 母が監護しない、又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第 2 号に該当する者を除く。） (3) 父が監護しない、若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）、又は父がない前項各号に掲げる児童（同項第 2 号に該当する者を除く。） (対象者) 第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、春日部市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は

被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
 - (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童
- 2 前項の対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となるときは、次に掲げる者は対象者としな
- (1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となる時、又は父及び養育者のいずれもが対象者となる時の父
 - (2) 同一の児童について、母又は養育者のいずれもが対象者となる時の養育者
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき保護を受けている者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づき支援給付を受けている者
 - (3) 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）に基づき医療費の助成を受けている者
 - (4) 規則で定める施設に入所している者
 - (5) 児童福祉法に基づき小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- （所得の制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者としな

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める金額以上であるとき。
- (2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得がその者の扶養親族等の数に応じて、規則で定める金額以上であるとき。
- (3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその金額の計算方法は、規則で定める。

3 第1項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

（受給者証の交付）

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、交付申請書を市長に

提出し、受給者証の交付を受けなければならない。

■春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

(所得金額)

第7条 条例第4条第1項第1号に規定する金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる児童の養育者（以下「孤児等養育者」という。）を除くひとり親等で、加算対象扶養親族等（条例第4条第1項第1号に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）以外のものをいう。次号から第4号までにおいて同じ。）及び生計維持児童（条例第4条第1項第1号に規定する児童をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）がないとき 208万円

(略)

(2) 孤児等養育者を除くひとり親等で、加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき 208万円に次に掲げる額を加算した額

(略)

(3) 孤児等養育者で、加算対象扶養親族等及び生計維持児童がないとき 236万円

(4) 孤児等養育者で、加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき 236万円に次に掲げる額を加算した額

(略)

2 条例第4条第1項第2号に規定する金額は、次に掲げるとおりとする

(1) 加算対象扶養親族等（条例第4条第1項第2号に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。）がないとき 236万円

(2) 加算対象扶養親族等があるとき 236万円に次に掲げる額を加算した額

(略)

(所得の範囲)

第8条 条例第4条第2項に規定する所得の範囲は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項に定める範囲とする。ただし、同項の「前年の所得」とあるものは「前年の所得（1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得）」と、「法第9条から第11条までに規定する所得」とあるものは「条例第4条第2項に規定する所得」と、「法第9条第1項に規定する受給資格者」とあるものは「対象者」と読み替えて適用するものとする。

2 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第2項に定める当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、前項の所得に算入する。

(所得の金額の計算方法)

	第9条 条例第4条第2項に規定する所得の金額は、児童扶養手当法施行令第4条第1項に定める方法で計算し、同条第2項に定める控除を行った金額とする。
根拠条例及び 関係例規等の抜粋	(所得の特例) 第10条 条例第4条第3項に規定する所得については、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(略)につき被害金額(略)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条に規定するひとり親家庭等医療費(以下この条において「ひとり親家庭等医療費」という。)の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。 2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を市長に返還しなければならない。 (1) 当該被災者(条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等(次号の適用がある養育者を除く。))以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第7条第1項第1号又は第2号で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費 (2) 当該被災者(条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等(孤児等養育者に限る。))以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第7条第1項第3号又は第4号で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費 (3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第7条第2項各号で定める額以上であるとき 前2号で支給されたひとり親家庭等医療費 3 前項に規定する所得については、次のとおりとする。 (1) 所得は、第1項の損害を受けた年の所得のうち、第8条に規定する範囲の所得とする。 (2) 所得の計算は、児童扶養手当法施行令第4条第1項に定める方法で計算し、同条第2項に定める控除を行った額とする。この場合において、条文内に「その年」とあるのは、「第1項の損害を受けた年の翌年」と読み替えて適用するものとする。

（受給者証の交付申請）

第11条 条例第5条に規定する交付申請は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳（様式第1号）に、条例第3条第1項の対象者に係る次に掲げる書類又は情報（以下「書類等」という。）を添えて行わなければならない。また、条例第4条第1項第2号に規定する配偶者及び扶養義務者がいる場合は、その者に係る第4号及び第5号の書類等を添えて行わなければならない。

- （1） 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類等
- （2） ひとり親家庭等認定調書（様式第2号）
- （3） 戸籍の謄本又は抄本
- （3）の2 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本（養育者の場合）
- （4） 世帯全員の住民票の写し
- （5） 前年（1月から6月までに申請するものについては前々年）の所得の状況を証する書類等
- （6） 養育費申告書（様式第2号の2）
- （7） 前各号のほか、市長が必要と認める書類等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、前項第1号から第7号までの書類等の添付を省略することができる。

- （1） 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するとき
- （2） 児童扶養手当受給者であること等を市長が確認することができるとき
- （3） 前項に掲げる書類等について市長が公簿等により確認することができるとき

（受給者証の交付手続等）

第12条 市長は、前条に規定する申請を受理し、条例第3条に規定する対象者と決定したとき（条例第4条の規定に該当するときを除く。）は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳に必要事項を記載して、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

2 市長は、前条に規定する申請を受理し、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

3 市長は、前条に規定する申請を受理し、条例第4条第1項の規定により条例第6条に規定する受給者（以下「受給者」という。）としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（様式第5号。以下「支給停止通知書」という。）により通知しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.010

処 分 名	児童扶養手当の額の改定
処 分 の 概 要	児童扶養手当を受けている者が法第8条第1項の規定による手当の額の改定を請求する場合には、児童扶養手当額改定請求書及び新たな対象児童に係る書類を提出する必要があります。受給者は法第8条第3項の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに児童扶養手当額改定届を提出する必要があります。請求後の審査を経て、要件に該当すれば手当額改定通知書等を通知します。該当しない場合は手当額改定請求却下通知書を通知します。
根拠法令等・条項	児童扶養手当法（昭和36年11月29日法律第238号）第8条 児童扶養手当法施行規則（昭和36年12月7日号外厚生省令第51号）第2条、第3条
審 査 基 準	児童扶養手当法第4条の支給要件に該当していること。
標準処理期間	60日
設 定 年 月 日	平成17年4月1日（最終改正：令和6年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎3階こども支援課窓口、庄和総合支所福祉・健康保険担当窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/10888.html

■児童扶養手当法

（手当の額の改定時期）

第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3 手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

■児童扶養手当法施行規則

（手当額の改定の請求及び届出）

第二条 法第八条第一項の規定による手当の額の改定の請求は、児童扶養手当額改定請求書（様式第四号）に、新たな対象児童に係る次の各号に掲げる書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出することによつて行わなければならない。

一 戸籍の抄本及び新たな対象児童の属する世帯の全員の住民票の写し

二 前条第一号の二から第三号まで、第六号、第九号又は第十号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類等

三 前条第四号又は第五号に該当する場合であつて、新たな対象児童の父又は母とその他の対象児童の父又は母が同じでないときには、それぞれ当該各号に掲げる書類等

第三条 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、法第八条第三項の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、児童扶養手当額改定届（様式第五号）を手当の支給機関に提出しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.011

処 分 名	児童扶養手当の認定
処 分 の 概 要	各支給要件に該当する児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は 20 歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）を監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者の方が対象になります。認定請求後の審査を経て、要件に該当すれば受給資格を認定し、該当しない場合には却下の決定をします。
根拠法令等・条項	児童扶養手当法（昭和 36 年 11 月 29 日法律第 238 号）第 4 条及び第 4 条の 2、第 6 条 児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年 12 月 7 日号外厚生省令第 51 号）第 1 条
審 査 基 準	児童扶養手当法第 4 条の支給要件に該当していること。
標準処理期間	60 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課窓口、庄和総合支所福祉・健康保険担当窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/10888.html

■児童扶養手当法

(支給要件)

第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 母が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 母の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

三 第一号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する（略）とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者

2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第四号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

一 日本国内に住所を有しないとき。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四に規定する里親に委託されているとき。

根拠法令及び関係法令等の抜粋

三 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

四 母の配偶者（略）に養育されているとき。

五 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

六 父の配偶者（略）に養育されているとき。

3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

（支給の調整）

第四条の二 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。

2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。

（認定）

第六条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

■児童扶養手当法施行規則

（認定の請求）

第一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第六条の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（略）を管理する都道府県知事、市長（略）又は町村長（略）に提出することによつて行わなければならない。

一 受給資格者及びその者が監護し、かつ、生計を同じくする児童、その者が監護する児童又はその者が養育する児童であつて、法第四条に定める要件に該当するもの（以下「対象児童」という。）の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯の全員の住民票の写し

一の二 受給資格者が父（略）である場合において、対象児童と同居

根拠法令及び関係法令等の抜粋

- しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類
- 二 受給資格者が母である場合において、対象児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
- 三 受給資格者が養育者である場合には、対象児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本並びに受給資格者が対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類
- 四 対象児童の父又は母が児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号。以下「令」という。）別表第二に定める程度の障害の状態にあることによつて請求する場合には、次に掲げる書類等
- イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（様式第二号）
- ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真
- 五 次のいずれかに該当することによつて請求する場合には、その事実を明らかにすることができる書類
- イ 対象児童の父又は母の生死が明らかでないこと。
- ロ 対象児童が父又は母から引き続き一年以上遺棄されていること。
- ハ 対象児童の父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項又は第十条の二の規定による命令（略）を受けたこと。
- ニ 対象児童の父又は母が法令により引き続き一年以上拘禁されていること。
- 六 対象児童が令別表第一に定める程度の障害の状態にあることによつて請求する場合には、次に掲げる書類等
- イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真
- 七 受給資格者の前年（略）の所得につき、次に掲げる書類等
- イ 所得の額（令第三条及び第四条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに法第九条第一項又は第九条の二に規定する扶養親族等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族を除く。次号イにおいて同じ。）の有無及び数並びに同法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が七十歳以上であるかの別についての市町村長の証明

根拠法令及び関係法令等の抜粋

- 書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類)
- ロ 受給資格者が令第四条第二項各号の規定に該当するとき（ハに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書
- ハ 受給資格者が令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- ニ 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）を有するときは、次に掲げる書類
- （１）当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類
- （２）当該控除対象扶養親族が法第十条又は第十一条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書
- ホ 受給資格者が前年の十二月三十一日においてその者の法第九条第一項又は第九条の二に規定する扶養親族等でない児童の生計を維持したときは、次に掲げる書類等
- （１）当該児童の数及び受給資格者が前年の十二月三十一日において当該児童の生計を維持したことを明らかにすることができる書類
- （２）当該児童（略）が同日において令別表第一に定める程度の障害の状態にあつた場合には、当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（略）
- ヘ 受給資格者が法第十二条第一項の規定に該当するときは、児童扶養手当被災状況書（様式第三号）
- ハ 配偶者（略）がある受給資格者又は法第十条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第十一条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類
- イ 所得の額並びに法第十条又は第十一条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（略）
- ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第四条第二項各号の規定に該当するとき（ハに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書
- ハ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるとき
- ニ 当該配偶者又は当該扶養義務者が法第十二条第一項の規定に該当するときは、児童扶養手当被災状況書
- 九 対象児童が法第十三条の二第一項各号（受給資格者が母又は養育者であるときは第三号を除き、受給資格者が父であるときは第二号

を除く。)のいずれかに該当するときは、次に掲げる証明書

- イ 当該対象児童が法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付を受けることができる場合には、当該公的年金給付の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書
 - ロ 当該対象児童が法第十三条の二第一項第二号に規定する公的年金給付の額の加算の対象となつていいる場合には、当該加算の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書
 - ハ 当該対象児童が法第十三条の二第一項第三号に規定する公的年金給付の額の加算の対象となつていいる場合には、当該加算の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書
 - ニ 当該対象児童が法第十三条の二第一項第四号に規定する遺族補償等を受けることができる場合には、当該遺族補償等の額についての当該遺族補償等の給付を行う者の証明書
- 十 受給資格者が法第十三条の二第二項各号又は第三項のいずれかに該当するときは、次に掲げる証明書
- イ 当該受給資格者が法第十三条の二第二項第一号に規定する公的年金給付又は障害基礎年金等を受けることができる場合には、それぞれ当該公的年金給付の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書又は当該障害基礎年金等の額についての当該障害基礎年金等の支給を行う者の証明書
 - ロ 当該受給資格者が法第十三条の二第二項第二号に規定する遺族補償等を受けることができる場合には、当該遺族補償等の額についての当該遺族補償等の給付を行う者の証明書

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.012

処 分 名	遺児手当受給資格の認定
処 分 の 概 要	義務教育修了前の遺児の保護者に、遺児手当を支給します。 (遺児 1 人つき月額 3,000 円)
根拠条例等・条項	春日部市遺児手当支給条例（平成 18 年条例第 4 号）第 2 条第 1 項第 1 号～第 3 号、第 2 条第 2 項第 1 号～第 3 号、第 2 条第 3 項、第 5 条 春日部市遺児手当支給条例施行規則（平成 18 年規則第 9 号）第 2 条第 1 項第 1 号～第 4 号、第 3 条第 1 項、第 3 条第 2 項
審 査 基 準	◎以下の要件を満たした方が対象となります。 ・父母の一方または両方が死亡した義務教育修了前の遺児を養育・監護している者（ただし養育者が父または母の場合は、現に配偶者を有していない者） ・市内に住所を有する者 ・現に遺児と同居してこれを監護する者 ※前年の所得金額（1 月から 6 月までの月分の手当については、前々年の所得金額）により、手当の支給が制限されることがあります。 ※参考：手続きに必要なもの ・遺児手当支給認定申請書 ・保護者及び遺児の住民票の写し又は戸籍謄本 ・保護者の前年の所得証明書（所得額、扶養の状況、控除額が分かるもの）※ただし、本市在住で住民記録、所得状況、死亡の確認ができる場合は提出の省略可 ・申請者名義の振込先金融機関の口座番号が分かるもの
標準処理期間	5 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課窓口、庄和総合支所福祉・健康保険担当窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6514.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市遺児手当支給条例

(定義)

第2条 この条例において「遺児」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 市内に住所を有する者（春日部市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者をいう。以下同じ。）

(2) 義務教育修了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）又は特別支援学校の中学部に在学する場合は、その在学する期間を含む。）の者

(3) 父母又は父母の一方が死亡した者

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 現に遺児と同居してこれを監護する者

(3) 遺児の父若しくは母（現に配偶者を有する者を除く。）又は未成年後見人その他の者

3 この条例にいう「父」には、母が遺児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(申請及び認定)

第5条 保護者は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格及び手当の額について認定を受けなければならない。

■春日部市遺児手当支給条例施行規則

(認定の申請)

第2条 条例第5条に規定する認定を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、春日部市遺児手当支給認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 保護者及び遺児の住民票の写し又は戸籍謄本

(2) 保護者の所得証明書

(3) 遺児が15歳に達した日の属する学年の末日以後引き続き中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に在学している場合は、在学証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(決定及び却下の通知)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合にあっては春日部市遺児手当支給認定通知書（様式第2号）により、受給資格がないと認めた場合にあっては春日部市遺児手当支給認定申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

2 市長は、前項の規定により受給資格があると認めた者（以下「受給者」という。）を春日部市遺児手当受給者台帳（様式第4号）に登載するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.013

処 分 名	遺児手当の額の改定の請求
処 分 の 概 要	監護する遺児の数に変更が生じたときは、手当の額を改定します。
根拠条例等・条項	春日部市遺児手当支給条例（平成 18 年条例第 4 号）第 10 条第 1 項 春日部市遺児手当支給条例施行規則（平成 18 年規則第 9 号）第 2 条第 1 号～第 4 号、第 10 条
審 査 基 準	◎以下の要件の場合は、手当の額を改定します。 ・新たに監護する遺児が生じた場合 （改定後の手当の額について認定を受けた日の属する月の翌月から） ・監護する遺児の数が減じた場合 （当該遺児の数を減ずべき理由が発生した日の属する月の翌月から） ※参考：手続きに必要なもの ・春日部市遺児手当支給額改定届出書 ・保護者及び遺児の住民票の写し、戸籍謄本
標準処理期間	5 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課窓口、庄和総合支所福祉・健康保険担当窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6514.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市遺児手当支給条例

（手当の額の改定）

第 10 条 受給者は、監護する遺児の数に変更が生じたときは、速やかに市長に届出をし、手当の額について認定を受けなければならない。

■春日部市遺児手当支給施行規則

（認定の申請）

第2条 条例第5条に規定する認定を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、春日部市遺児手当支給認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）保護者及び遺児の住民票の写し又は戸籍謄本

（2）保護者の所得証明書

（3）遺児が 15 歳に達した日の属する学年の末日以後引き続き中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に在学している場合は、在学証明書

（4）その他市長が必要と認める書類

（手当の額の改定の届出）

第 10 条 条例第 10 条第 1 項に規定する届出は、春日部市遺児手当支給額改定届出書（様式第 9 号）に第 2 条各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No. 014

処 分 名	自立支援医療（育成医療）の認定
処 分 の 概 要	申請に係る障害児が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害児の属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条の基準に該当する場合に支給認定を行う。
根拠法令等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 52 条、第 54 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 29 条
審 査 基 準	指定医療機関の医師が作成した意見書、世帯の所得状況に基づき、受給の可否及び自己負担額の決定を行います。 ◎対象となる障害・疾病の例 小腸機能障害・・・ソケイヘルニア 等 そしゃく機能障害・・・唇顎口蓋裂 等 肢体不自由・・・多指症、合指症 等 ◎自己負担額 原則は、総医療費の 1 割負担となりますが、市町村民税（所得割）額によって上限額が設定されます。 生活保護受給者・・・ 0 円 非課税世帯・・・（世帯の収入が 80 万円以下の場合） 2,500 円 （ “ 80 万円を超える場合） 5,000 円 市町村民税（所得割）が 3 万 3 千円未満・・・ 5,000 円 2 万 3 千 5 百円未満・・・ 10,000 円 2 万 3 千 5 百円以上・・・非該当（※） ※腎臓機能障害や免疫機能障害などで「重度かつ継続」に該当する場合は、自己負担上限額は 20,000 円になります。
標準処理期間	10 日
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodate_onsite/kodomonoteate_iryohijosei/6519.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第五十二条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。

2 第十九条第二項の規定は市町村等が行う支給認定について、同条第三項から第五項までの規定は市町村等が行う支給認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十四条 市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち主務省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。

2 市町村等は、支給認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする。

3 市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給認定障害者等」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、次条に規定する支給認定の有効期間、前項の規定により定められた指定自立支援医療機関の名称その他の主務省令で定める事項を記載した自立支援医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）を交付しなければならない。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）に係る障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）及び当該障害者等と生計を一にする者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（以下「支給認定基準世帯員」という。）について指定自立支援医療（法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であることとする。

2 支給認定に係る障害者等が、支給認定基準世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第九号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用（同条第三号及び第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.015

処 分 名	自立支援教育訓練給付金の認定
処 分 の 概 要	講座の指定を受けた者が、受講の修了後に訓練給付金の支給を受けようとするときは、受講修了日から起算して 30 日以内に、市長に支給申請書及び添付書類を提出する必要があります。提出後の審査を経て、支給の可否を決定し、要件に該当する場合は支給決定通知を送付します。支給要件非該当の場合は、支給却下通知を送付します。
根拠法令等・条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号)第 31 条第 1 項第 1 号、第 31 条の 10 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月1日政令第224号)第27条、第31条の9第2項 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年7月1日厚生省令第 32号)第6条の5～第6条の9、第6条の17の7
審 査 基 準	自立支援教育訓練給付金支給申請・添付書類（公簿等により確認できる場合は省略可）について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 27 条の支給要件に該当していること。
標準処理期間	30 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6516.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■母子及び父子並びに寡婦福祉法

（母子家庭自立支援給付金）

第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、内閣府令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）

二 略

三 略

（父子家庭自立支援給付金）

第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

（母子家庭自立支援教育訓練給付金）

第二十七条 法第三十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定により支給する母子家庭自立支援教育訓練給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（受給資格者（同条第一号の内閣府令で定める教育訓練（以下この項において「特定教育訓練」という。）を修了した配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをいう。以下この条において同じ。）が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二の規定による教育訓練給付金（以下この項において「教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができる場合にあっては、当該額から支給を受けることができる教育訓練給付金の額を控除した額）とする。

一 当該受給資格者が修了した特定教育訓練が指定教育訓練（特定教育訓練のうち、職業に必要な資格の取得を目的とするものとして都道府県知事等（法第八条第一項に規定する都道府県知事等をいう。次項及び第四項において同じ。）が指定するものをいう。以下この条において同じ。）である場合 当該受給資格者が当該指定教育訓練の受講のために支払った費用

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

（入学料及び授業料に限る。）の額に百分の六十を乗じて得た額（その額が百六十万円を超えるときは、百六十万円）

二 当該受給資格者が修了した特定教育訓練が指定教育訓練以外のものである場合 当該受給資格者が当該特定教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に百分の六十を乗じて得た額（その額が二十万円を超えるときは、二十万円）

2 指定教育訓練を修了した受給資格者が当該指定教育訓練を修了した日の翌日から起算して一年を経過する日までに職業（当該職業に就くために当該指定教育訓練に係る資格を有することが必要とされているものとして都道府県知事等が指定するものに限る。）に就いた場合における前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「百分の六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百六十万円」とあるのは「二百四十万円」とする。

3 母子家庭自立支援教育訓練給付金は、前二項の規定により算定された額が一万二千円を超えないときは、支給しない。

4 第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により算定した額の母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者が当該指定教育訓練を修了した日の翌日から起算して一年を経過する日までに第二項に規定する職業に就いたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出るものとする。

（父子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金）

第三十一条の九 第二十七条の規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭自立支援教育訓練給付金について準用する。

2 第二十八条の規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭高等職業訓練促進給付金について準用する。この場合において、第二十八条第二項中「及び第二項」とあるのは「及び第二項（第三号を除く。）」と、「の父」とあるのは「の母」と、「同条第二項第三号中「母」とあり、及び同項第四号」とあるのは「同条第二項第四号」と、「の母」とあるのは「の父」と、同条第三項第一号中「第三十一条の規定により支給される母子家庭自立支援給付金」とあるのは「第三十一条の十において準用する法第三十一条の規定により支給される父子家庭自立支援給付金」と読み替えるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則

（法第三十一条第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練）

第六条の五 法第三十一条第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する訓練として都道府県知事、市長（特別

区の区長を含む。)又は福祉事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)が指定するものとする。

(母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続)

第六条の六 法第三十一条第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。)の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(以下この条から第六条の九までにおいて「受給希望者」という。)は、当該受給希望者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)その他必要な事項を記載した申請書をその住所地を管轄する都道府県知事等に提出して、前条に規定する指定の申請をしなければならない。

2 前項の申請には、当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写しを添えなければならない。

第六条の七 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が第六条の五に規定する教育訓練を受けることがその雇用の安定及び就職の促進を図るために必要であるか否かを調査し、その調査に基づき必要があると認めるときは、速やかに、当該受給希望者が受けるべき教育訓練の講座の指定をしなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の場合において、当該受給希望者が令第二十七条第一項第一号に規定する指定教育訓練を受けようとする場合にあつては、職業(当該職業に就くために当該指定教育訓練に係る資格を有することが必要とされているものに限る。以下「加算対象職業」という。)を指定しなければならない。

3 都道府県知事等は、前二項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の八 母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の申請は、前条第一項の規定により指定された教育訓練の講座(以下この条において「指定講座」という。)の修了後に、当該受給希望者の個人番号その他必要な事項を記載した申請書により、当該受給希望者の住所地を管轄する都道府県知事等にしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

二 前条第三項の指定通知書

三 当該指定講座の修了証明書の写し

四 当該指定講座の入学料及び授業料の領収書の写し

五 当該受給希望者が加算対象職業に就いているときは、当該事実を明らかにすることができる書類

3 第一項の申請は、当該指定講座を修了した日から起算して三十日以内に

しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

4 令第二十七条第四項の届出は、当該受給資格者の個人番号その他必要な事項を記載した届出書により、当該受給資格者の住所地を管轄する都道府県知事等にしなければならない。

5 前項の届出には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該受給資格者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

二 当該指定講座の入学料及び授業料の領収書の写し

三 当該受給資格者が加算対象職業に就いたことを証明する書類

6 第四項の届出は、加算対象職業に就いた日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

第六条の九 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十七条第一項及び第二項の支給要件に該当するか否かを調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭自立支援教育訓練給付金を支給し、又はしないことの決定を行わなければならない。

2 都道府県知事等は、前条第四項の届出があつた場合には、当該受給資格者が令第二十七条第二項の支給要件に該当するか否かを調査し、その調査に基づき、速やかに、前項の決定に係る母子家庭自立支援教育訓練給付金の額の変更の決定を行われなければならない。

3 都道府県知事等は、前二項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者又は当該受給資格者に通知しなければならない。

(法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練等)

第六条の十七の七 第六条の五から第六条の九までの規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭自立支援教育訓練給付金について準用する。この場合において、第六条の七第二項中「第二十七条第一項第一号」とあるのは「第三十一条の九第一項において準用する令第二十七条第一項第一号」と、第六条の八第四項中「第二十七条第四項」とあるのは「第三十一条の九第一項において準用する第二十七条第四項」と読み替えるものとする。

2 第六条の九の二から第六条の十五までの規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭高等職業訓練促進給付金について準用する。この場合において、第六条の十第二項第三号中「第二十八条第三項第一号」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第三項第一号」と、第六条の十一第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第一項」と、「第二十八条第三項」とあるのは

「第三十一条の九第二項において準用する第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

- 3 第六条の十六及び第六条の十七の規定は、令第三十一条の十第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金について準用する。この場合において第六条の十六第二項第四号中「第二十九条第三項第一号」とあるのは「第三十一条の十第二項において準用する令第二十九条第三項第一号」と、第六条の十七第一項中「第二十九条第一項」とあるのは「第三十一条の十第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する令第二十九条第三項」と読み替えるものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.016

処 分 名	高等職業訓練促進給付金の認定
処 分 の 概 要	高等職業訓練促進給付金の支給を申請するときは、市長に支給申請書及び添付書類を提出する必要があります。提出後の審査を経て、支給の可否を決定し、要件に該当する場合は支給決定通知を送付します。支給要件非該当の場合は、不支給決定通知を送付します。
根拠法令等・条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号)第 31 条第 1 項第 2 号、第 31 条の 10 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月1日政令第224号)第28条、第31条の9第2項 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年7月1日厚生省令第32号)第6条の9の2～第6条の12、第6条の17の7
審 査 基 準	高等職業訓練促進給付金等支給申請書・添付書類（公簿等により確認できる場合は省略可）について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 28 条の支給要件に該当していること。
標準処理期間	30 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6517.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■母子及び父子並びに寡婦福祉法

（母子家庭自立支援給付金）

第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

一 略

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）

三 略

（父子家庭自立支援給付金）

第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

（母子家庭高等職業訓練促進給付金）

第二十八条 法第三十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定により母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けることができる配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものは、同号の内閣府令で定める資格（次条第一項において「特定資格」という。）を取得するため同号の養成機関（第三項及び第四項並びに次条第一項において「養成機関」という。）の六月以上の課程において修業する者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（第三項第一号及び第四項において「受給資格者」という。）とする。

一 基準年（請求月（母子家庭高等職業訓練促進給付金の請求をする日が属する月をいう。以下この項及び第三項第一号において同じ。）が一月から七月までである場合にあつては請求月が属する年の前々年をいい、請求月が八月から十二月までである場合にあつては請求月が属する年の前年を

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

いう。以下この号及び次項において同じ。)の所得の額が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める額未満であること。

イ 基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの扶養親族でない児童で当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが生計を維持しているものをいう。以下この項及び次条第一項第三号において同じ。)がない場合 二百八万円

ロ 基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 二百八万円に次に掲げる額を加算した額

(1) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(2) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に四十八万円を乗じて得た額

(3) 当該加算対象扶養親族(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に五十三万円を乗じて得た額

二 基準前年(請求月が一月から七月までである場合に於ては請求月が属する年の三年前の年をいい、請求月が八月から十二月までである場合に於ては請求月が属する年の前々年をいう。以下この号及び次項において同じ。)の所得の額が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める額未満であること。

イ 基準前年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童がない場合 二百八万円

ロ 基準前年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 二百八万円に次に掲げる額を加算した額

(1) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(2) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に四十八万円を乗じて得た額

(3) 当該加算対象扶養親族(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に五十三万円を乗じて得た額

2 児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)第四条第一項本文及び第二項の規定は、前項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの基準年及び基準前年の所得の額の計算方法について準用する。この場合において、同条第一項本文中「その年」とあるのは「それぞれ当該基準年又は基準前年の翌年」と、「(以下この項において「総所得金額等合計額」という。)」とあるのは「と当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが扶養児童(当該配偶者のない女子で現に児童を扶養し

ているものが現に扶養している母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第三項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）の父から当該扶養児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を合算した額」と、同条第二項第三号中「母」とあり、及び同項第四号中「母及び父」とあるのは「扶養児童の母」と読み替えるものとする。

3 母子家庭高等職業訓練促進給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が請求月の属する年度（請求月が四月から七月までである場合にあっては、その前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次条第三項第一号において同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び法第三十一条の規定により支給される母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。同号において同じ。）である場合 養成機関における課程の修了までの期間が十二月以上である場合にあっては月額十万円（当該期間の最後の十二月間については、月額十四万円）、当該期間が十二月未満である場合にあっては月額十四万円

二 前号に掲げる場合以外の場合 養成機関における課程の修了までの期間が十二月以上である場合にあっては月額七万五百円（当該期間の最後の十二月間については、月額十一万五百円）、当該期間が十二月未満である場合にあっては月額十一万五百円

4 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給期間は、受給資格者が養成機関において修業する期間に相当する期間（その期間が四十八月を超えるときは、四十八月）を超えない期間とする。

（父子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金）
第三十一条の九 第二十七条の規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭自立支援教育訓練給付金について準用する。

2 第二十八条の規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭高等職業訓練促進給付金について準用する。この場合において、第二十八条第二項中「及び第二項」とあるのは「及び第二項（第三号を除く。）」と、「の父」とあるのは「の母」と、「同条第二項第三号中「母」とあり、及び同項第四号」とあるの

は「同条第二項第四号」と、「の母」とあるのは「の父」と、同条第三項第一号中「第三十一条の規定により支給される母子家庭自立支援給付金」とあるのは「第三十一条の十において準用する法第三十一条の規定により支給される父子家庭自立支援給付金」と読み替えるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則

（法第三十一条第二号に規定する内閣府令で定める資格）

第六条の九の二 法第三十一条第二号に規定する内閣府令で定める資格は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの就職を容易にするために必要な資格として都道府県知事等が定めるものとする。

（母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続）

第六条の十 法第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下この条から第六条の十二までにおいて「受給希望者」という。）は、同号の養成機関（次項、第六条の十四第一項及び第六条の十六において「養成機関」という。）において修業を開始した日以後に、当該受給希望者の個人番号その他必要な事項を記載した申請書を当該受給希望者の住所地を管轄する都道府県知事等に提出して、支給の申請をしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し

ロ 当該受給希望者の前年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下このロにおいて同じ。）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族のうち、控除対象扶養親族（同法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。以下同じ。）の有無及び数並びに老人扶養親族（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）及び特定扶養親族（同法に規定する特定扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書（十九歳未満の控除対象扶養親族がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ハ 当該受給希望者の前々年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、当該申請をした日の属する年の三年前の年とする。以下このハにおいて同じ。）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市

町村長の証明書（十九歳未満の控除対象扶養親族がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

三 令第二十八条第三項第一号に掲げる者にあつては、当該受給希望者及び当該受給希望者と同じの世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書面

四 養成機関における在籍に関する証明書（第六条の十四第一項において「在籍証明書」という。）

第六条の十一 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十八条第一項の支給要件（第六条の十三及び第六条の十五第一項において「支給要件」という。）に該当するか否か及び令第二十八条第三項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の可否及び支給する場合における給付金の額の決定を行わなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の十二 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給は、受給希望者が第六条の十第一項の申請をした日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

（法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練等）

第六条の十七の七 第六条の五から第六条の九までの規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭自立支援教育訓練給付金について準用する。この場合において、第六条の七第二項中「第二十七条第一項第一号」とあるのは「第三十一条の九第一項において準用する令第二十七条第一項第一号」と、第六条の八第四項中「第二十七条第四項」とあるのは「第三十一条の九第一項において準用する第二十七条第四項」と読み替えるものとする。

2 第六条の九の二から第六条の十五までの規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭高等職業訓練促進給付金について準用する。この場合において、第六条の十第二項第三号中「第二十八条第三項第一号」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第三項第一号」と、第六条の十一第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第一項」と、「第二十八条第三項」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.017

処 分 名	高等職業訓練修了支援給付金の認定
処 分 の 概 要	高等職業訓練修了支援給付金の支給を申請するときは、修了日から起算して 30 日以内に、市長に支給申請書及び添付書類を提出する必要があります。提出後の審査を経て、支給の可否を決定し、要件に該当する場合は支給決定通知を送付します。支給要件非該当の場合は、不支給決定通知を送付します。
根拠法令等・条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号)第 31 条第 1 項第 3 号、第 31 条の 10 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月1日政令第224号)第29条、第31条の10 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年7月1日厚生省令第 32号)第6条の16、第6条の17、第6条の17の7
審 査 基 準	高等職業訓練促進給付金等支給申請書・添付書類（公簿等により確認できる場合は省略可）について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 29 条の支給要件に該当していること。
標準処理期間	30 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども支援課
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6517.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■母子及び父子並びに寡婦福祉法

（母子家庭自立支援給付金）

第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、内閣府令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）

三 前二号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの（父子家庭自立支援給付金）

第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金）

第二十九条 法第三十一条第三号に規定する政令で定める給付金は、特定資格の取得のための費用その他の養成機関における課程の修了に際し必要となる費用の負担を軽減するため次の各号のいずれにも該当する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（第三項第一号において「受給資格者」という。）に対し支給する給付金（同項及び次条において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」という。）とする。

一 特定資格を取得するため養成機関において六月以上の課程を修了したこと。

二 前号の課程を修了した日（次号及び第三項第一号において「修了日」という。）において配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当す

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

ること。

三 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準年（修了日の属する月が一月から七月までである場合にあっては当該月が属する年の前々年をいい、修了日の属する月が八月から十二月までである場合にあっては当該月が属する年の前年をいう。以下このイ及び次項において同じ。）の所得の額が、次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ当該（１）又は（２）に定める額未満であること。

（１） 修了時所得基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童がない場合 二百八万円

（２） 修了時所得基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 二百八万円に次に掲げる額を加算した額

（い） 当該加算対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

（い い） 当該加算対象扶養親族（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

（い い い） 当該加算対象扶養親族（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五十三万円を乗じて得た額

ロ 当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準前年（修了日の属する月が一月から七月までである場合にあっては当該月が属する年の三年前の年をいい、修了日の属する月が八月から十二月までである場合にあっては当該月が属する年の前々年をいう。以下このロ及び次項において同じ。）の所得の額が、次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ当該（１）又は（２）に定める額未満であること。

（１） 修了時所得基準前年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童がない場合 二百八万円

（２） 修了時所得基準前年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 二百八万円に次に掲げる額を加算した額

（い） 当該加算対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

（い い） 当該加算対象扶養親族（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

（い い い） 当該加算対象扶養親族（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五十三万円を乗じて得た額

２ 児童扶養手当法施行令第四条第一項本文及び第二項の規定は、前項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準年及び修了時所得基準前年の所得の額の計算方法について準用する。この場合におい

て、同条第一項本文中「その年」とあるのは「それぞれ当該修了時所得基準年又は修了時所得基準前年の翌年」と、「（以下この項において「総所得金額等合計額」という。）」とあるのは「と当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが扶養児童（当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが現に扶養している母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第三項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）の父から当該扶養児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を合算した額」と、同条第二項第三号中「母」とあり、及び同項第四号中「母及び父」とあるのは「扶養児童の母」と読み替えるものとする。

３ 母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度（修了日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者である場合 五万円
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 二万五千元

（父子家庭高等職業訓練修了支援給付金）

第三十一条の十 法第三十一条の十において準用する法第三十一条第三号に規定する政令で定める給付金は、第一号の資格の取得のための費用その他の同号の養成機関における課程の修了に際し必要となる費用の負担を軽減するため次の各号のいずれにも該当する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対し支給する給付金（次項及び次条において「父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」という。）とする。

- 一 法第三十一条の十において準用する法第三十一条第二号の内閣府令で定める資格を取得するため同号の養成機関において六月以上の課程を修了したこと。
- 二 前号の課程を修了した日（次号において「修了日」という。）において配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに該当すること。
- 三 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準年（修了日の属する月が一月から七月までである場合にあつては当該月が属する年の前々年をいい、修了日の属する月が八月から十二月までである場合にあつては当該月が属する年の前年をいう。以下このイにおいて同じ。）の所得の額が、次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ当該（１）又は（２）に定める額未満であること。

（１） 修了時所得基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童（配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの扶養親族でない児童で当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが生計を維持しているものをいう。以下この号において同じ。）がない場合 二百八万円

(2) 修了時所得基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 二百八万円に次に掲げる額を加算した額

(i) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(ii) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に四十八万円を乗じて得た額

(iii) 当該加算対象扶養親族(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に五十三万円を乗じて得た額

ロ 当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準前年(修了日の属する月が一月から七月までである場合にあっては当該月が属する年の三年前の年をいい、修了日の属する月が八月から十二月までである場合にあっては当該月が属する年の前々年をいう。以下このロにおいて同じ。)の所得の額が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める額未満であること。

(1) 修了時所得基準前年の十二月三十一日において当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童がない場合 二百八万円

(2) 修了時所得基準前年の十二月三十一日において当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 二百八万円に次に掲げる額を加算した額

(i) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(ii) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に四十八万円を乗じて得た額

(iii) 当該加算対象扶養親族(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に五十三万円を乗じて得た額

2 第二十九条第二項及び第三項の規定は、父子家庭高等職業訓練修了支援給付金について準用する。この場合において、同条第二項中「及び第二項」とあるのは「及び第二項(第三号を除く。)」と、「修了時所得基準年及び」とあるのは「同項第三号イに規定する修了時所得基準年及び同号ロに規定する」と、「の父」とあるのは「の母」と、「同条第二項第三号中「母」とあり、及び同項第四号」とあるのは「同条第二項第四号」と、「の母」とあるのは「の父」と、同条第三項第一号中「受給資格者及び」とあるのは「受給資格者(第三十一条の十第一項各号のいずれにも該当する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。以下この号において同じ。)及び」と、「が修了日」とあるのは「が修了日(同項第二号に規定する修了日をいう。以下この号において同じ。)」と読み替えるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則

(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続)

第六条の十六 令第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」という。）の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下この条及び次条において「受給希望者」という。）は、養成機関において課程を修了後、当該受給希望者の個人番号その他必要な事項を記載した申請書を当該受給希望者の住所地を管轄する都道府県知事等に提出して、支給の申請をしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本（養成機関における課程を修了した日（以下この条において「修了日」という。）における状況を明らかにできるものに限る。）

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し

ロ 当該受給希望者の修了日の属する年の前年（修了日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。以下このロにおいて同じ。）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（十九歳未満の控除対象扶養親族がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ハ 当該受給希望者の修了日の属する年の前々年（修了日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、修了日の属する年の三年前の年とする。以下このハにおいて同じ。）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（十九歳未満の控除対象扶養親族がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

三 受給希望者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

四 令第二十九条第三項第一号に掲げる者にあつては、当該受給希望者及び当該受給希望者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書面（修了日の属する年度（修了日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

五 当該課程の修了証明書の写し

3 第一項の申請は、修了日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第六条の十七 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十九条第一項の支給要件に該当するか否か及び同条第三項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の可否及び支給する場合にお

ける給付金の額の決定を行わなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

（法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練等）

第六条の十七の七 第六条の五から第六条の九までの規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭自立支援教育訓練給付金について準用する。この場合において、第六条の七第二項中「第二十七条第一項第一号」とあるのは「第三十一条の九第一項において準用する令第二十七条第一項第一号」と、第六条の八第四項中「第二十七条第四項」とあるのは「第三十一条の九第一項において準用する第二十七条第四項」と読み替えるものとする。

2 第六条の九の二から第六条の十五までの規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭高等職業訓練促進給付金について準用する。この場合において、第六条の十第二項第三号中「第二十八条第三項第一号」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第三項第一号」と、第六条の十一第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第一項」と、「第二十八条第三項」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

3 第六条の十六及び第六条の十七の規定は、令第三十一条の十第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金について準用する。この場合において第六条の十六第二項第四号中「第二十九条第三項第一号」とあるのは「第三十一条の十第二項において準用する令第二十九条第三項第一号」と、第六条の十七第一項中「第二十九条第一項」とあるのは「第三十一条の十第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する令第二十九条第三項」と読み替えるものとする。